

背景・目的

- 生活交通を担う路線バスが廃止される場合、現行法(6ヶ月前までの事前届出)ではサービスの維持について、十分な検討や調整ができず、サービスの廃止や代替となるコミュニティバス等導入による市町村等への負担となっている。
- そこで、廃止を検討する乗合バス事業者の申し出等を受け、関係者がサービス継続のあり方を協議し、公募により代替となるサービスへの転換を図る「地域旅客運送サービス継続事業」について、改正地域公共交通活性化再生法において創設したところであり、同事業の活用によるサービスの継続・効率化を支援。

サービス継続の例



(実施方針に定めるメニュー例)

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続 (縮小・変更含む) | |
| ② コミュニティバスによる継続 | |
| ③ デマンド交通 (タクシー車両による乗合運送 (区域運行)) による継続 | |
| ④ タクシー (乗用事業) による継続 | |
| ⑤ 自家用有償旅客運送による継続 | |
| ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等の積極的活用 | |

サービス継続事業の主な内容

- 輸送量:3人/日以上
⇒現状7.4人/日であり満たしている。
- 計画運行期間: 地域公共交通計画の期間中
月形当別線の場合は、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画の対象期間である、R9年9月までとなる。
その間に利用者増加を図り、地域間幹線系統補助の要件である輸送量15人/日を目指す。

サービス継続事業に係る運行費補助

- 【補助対象事業者】 地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- 【補助対象経費】 認定された地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業の総収支差
- 【補助率】 1/2
※タクシー(運賃低廉化)については、市町村からの負担額を補助対象経費とし、100万円を上限として補助。
※サービス継続事業の認定を受けた系統については、フィーダー系統に係る運行費補助の要件を一部緩和。